

若し吾人ノ目的ニシテ達シ得サラシカ或ハ騷動ノ  
 如キ不祥事ノ惹起ヲ憂懼セシムルニ至ルヤ元知  
 レス又吾人ハ監獄ナルモノヲ左迄戦慄スヘキ場所ト  
 ハ思ハス飽リ迄團結ヲ固クシ現在社会制度  
 ノ改善ニ努カ力セサルヘカラスト高唱セリ  
 (此ノ演説ハ多少ノ不穩ノ嫌ナルコト以テ何本人  
 ノ行動ニ對シテハ特ニ深密ノ注意ヲ拂ヒ果  
 近々適宜ナル處置ヲ執ル考ヘナリ  
 製鋼所 大矢 庄藏  
 現代資本家ノ横暴ヲ一々引例痛罵シ之レニ對  
 抗スルニハ唯々團結ヲ強固ニシ一意之レニ衝  
 斗進ナシト断ニ裏切者ノ背徳ヲ責メ飽リ  
 造戦ハシコトヲ希望セリ  
 以下論旨有里右ス

特秘竹第七一四九號

大正十年六月二十九日  
 大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎殿

- 敬告視 總監 京都 兵庫 神奈川
- 愛媛 福岡 佐賀 長門 鹿児島
- 愛知 廣島 靜岡 栃木 巖手
- 宮城 北海道 各廳府縣長官殿
- 大阪地方裁判所換事官殿

住友電線及製鋼兩工場勞働爭議  
 ニ關スル件

(第二十二報)

一、這般電線、製鋼、兩工場ヨリ各別ニ会社ニ  
 票來セル事項中、兩工場ニ共通ノ重要件ニ  
 件タル團體交渉、推ハ会社ノ讓歩ニヨリ昨日